



NO. 159 (通号 250 号)
令和 3 年 6 月号

くらしのフレッシュ便

相談ファイル

(ここに紹介する相談事例は一つの参考例です。同じような商品・サービスに関するトラブルであっても、個々の契約などの状況などが異なれば、解決内容も違ってきます。)

ワクチン接種に便乗した詐欺に注意してください！

「料金を払えば優先的にワクチン接種ができる」といった不審な電話が県内で確認されました。自治体職員をかたった「優先してワクチン接種ができる」、「予約代行する」といった不審な電話や訪問に注意してください。



実際に寄せられた相談事例

電話で「実は、新型コロナウイルスのワクチンが余っている。国は禁止しているが、料金を払えば優先的に受けられる。料金など詳細についてはまたお知らせする。」という勧誘があった。

ワクチン接種に関連付けて金銭を求められたり、個人情報を知られたりしても応じないでください

ワクチン接種は**無料**です。「優先して接種を受けるための費用」などと、ワクチン接種に関連付けて金銭を求められても決して応じてはいけません。また、県市町などの行政が「ワクチン接種に必要」などと言って**個人情報や金融機関情報などを電話やメールで聞くことはありません**ので、個人情報や金融機関情報などを聞かれても答えないでください。

自治体名を出して、「優先して接種ができる」、「予約代行する」などと言われても、その場では応じず、お住まいの自治体に確認してください

予約代行などの費用として金銭を要求されたり、接種予約に関連して個人情報を聞かれたりする可能性もあるので、応じないようにしましょう。

少しでも「おかしいな?」、「怪しいな?」と思ったら、不安な場合はご相談ください

新型コロナワクチン詐欺 消費者ホットライン (国民生活センター)
電話番号 ☎ : 0120-797-188 (フリーダイヤル)
受付時間 : 10時から16時まで (土曜、日曜、祝日を含む毎日)

メールでの
相談はこちら



生活情報ファイル

自然災害に便乗した悪質商法にご注意ください

地震や大雨、台風などの災害時には、それに便乗した悪質商法が多数発生しています。悪質商法は災害発生地域だけが狙われるとは限りません。災害に便乗した悪質な商法には十分注意してください。



不安をあおる強引な住宅修理の勧誘に注意！

住宅の損傷などについて不安をあおったり、契約を急がせる事業者もいますが、住宅の修理などの工事をする際は、事業者の説明をよく聞き、他の複数の事業者から見積りを取ったり、周囲に相談したりして慎重に検討して判断しましょう。

公的機関をかたった義援金の詐取にも注意してください

公的機関が、電話などで義援金を求めることはありません。不審な電話はすぐに切ってください。また、寄付をする際は、募っている団体などの活動状況や用途をよく確認してください。

Q 次の事例の対応として適切なものを選びなさい。

インターネットの広告を見てエステ店に行き、1年間で35万円の脱毛エステを契約した。半年後に仕事で転勤することになりエステに通えなくなった。契約をやめたい。

1. クーリング・オフができる。
2. 中途解約ができるが、施術していない残りの半年分は返金されない。
3. 転勤など自己都合の場合は契約をやめることができない。
4. 理由に関係なくいつでも中途解約できる。

【第17回消費者力検定（令和2年度実施）応用コースから】

くらしのまめちしき

強引なエステの勧誘に注意！

〈相談内容〉

3日前に友達の紹介でエステ店に行った。1年間で約20万円のフェイシャルエステのコースを勧誘され、今日契約はできないので帰らせてほしいと言ったのに、しつこく勧誘が続き、契約するまで帰らせてもらえなかった。結局、断り切れず契約をしてしまった。契約書はあり、クーリング・オフの記載もある。支払いはクレジットを組んでいる。化粧品も購入しており、未開封で手元にある。クーリング・オフをしたいが、どのように手続きをすればよいか。



〈アドバイス〉

（20歳代 女性）

エステなどの美容医療サービスについて、特定継続的役務提供の要件に該当する場合は、契約書面を受けとってから8日間は、クーリング・オフができます。相談者にはその旨を伝え、クーリング・オフ通知の書き方を説明し、クレジット会社にも同様の書面を送付するよう助言しました。また、エステ店に受け取った未開封商品をどのように返品したらいいか、尋ねてみるようお伝えしました。

しつこい勧誘を受けても、必要がなければ、「契約しない」ときっぱり断りましょう

「お金がない」と断っても、クレジット契約などの分割払いを勧められ、断り切れないケースもみられます。いったん帰宅して周囲に相談するなどして、慎重に検討するようにしましょう。

消費者契約法などの消費者の味方になるルールを身につけましょう

消費者契約法では、「うそを言われた」「帰りたいと告げたのに帰してくれなかった」場合には締結した契約を、後から取り消すことができます。

また、未成年者が親の同意を得ずに契約した場合には、民法で定められた未成年者取消権によってその契約を取り消すことができます。（ただし、小遣いの範囲の少額な契約や、「成人です」と積極的にうそをついてした契約などの、一定の場合には取り消すことができません。）

「試してみよう、消費者力！第3回解答と解説⇒（正解—4）

エステは、1か月を超えるもので、かつ5万円を超える契約の場合、特定商取引法の規制対象となる特定継続的役務提供に該当する。事例ではクーリング・オフ期間（8日間）が経過しているためクーリング・オフはできないが、中途解約することはできる。中途解約の場合、消費者は事業者に対して、既に提供されたサービスの対価と法令で定める一定額以内の解約料を支払う必要がある。

発行元：広島県生活センター（環境県民局 消費生活課）

〒730-8511 広島市中区基町 10-52 県庁農林庁舎 1階 TEL 082-513-2730

●●市（町）消費生活センター（受信先で御自由に変わっていただいて構いません）

〒73X-XXXX ●●市（町） ●●市役所（町役場）〇階 TEL 08XX-XXXX-XXXX

この媒体は、市町広報紙用原稿として発行していますが、チラシ（A4判）としても使用できます。